

公益財団法人立川越女子高等学校同窓会吉川<sup>きつかわ</sup>奨学財団  
役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、公益財団法人立川越女子高等学校同窓会吉川<sup>きつかわ</sup>奨学財団（以下「この法人」という。）の定款第15条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいう。
- （2）評議員とは、定款第12条に基づき置かれる者をいう。
- （3）報酬とは、公益財団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条13号で定める報酬であって、その名称を問わず費用とは明確に区分されるものとする。
- （4）費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）、及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給）

第3条 この法人は、常勤役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、（別表）常勤役員俸給表に基づき定例役員報酬を支給する。
- 3 非常勤役員及び評議員には、報酬を支給しない。
- 4 役員及び評議員には、賞与を支給しない。

（定例報酬額の決定）

第4条 この法人の常勤役員の定例報酬月額、（別表）常勤役員俸給表のとおりとし、各々の役員の報酬月額は俸給表のうちから、代表理事が理事会の承認を得て、決めるものとする。

（費用）

第5条 この法人は、役員、評議員、一般財団法人立川越女子高等学校同窓会吉川<sup>きつかわ</sup>奨学財団評議員会運営規程第3条第2項に基づく出席者、及び一般財団法人立川越女子高等学校同窓会吉川<sup>きつかわ</sup>奨学財団理事会運営規程第9条に基づく出席者が、その職務の遂行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給する。

(改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第 7 条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定めることができる。

附 則

この規程は、令和 4 年 3 月 2 7 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 1 0 月 1 6 日から施行する。

(別表) 常勤役員俸給表 (単位：円)

| 号     | 月 額         |
|-------|-------------|
| 第 1 号 | 2 0 , 0 0 0 |
| 第 2 号 | 3 0 , 0 0 0 |
| 第 3 号 | 4 0 , 0 0 0 |
| 第 4 号 | 5 0 , 0 0 0 |
| 第 5 号 | 6 0 , 0 0 0 |